

令和2年4月から 不妊治療費等助成事業が拡充します

不妊症の治療費及び検査にかかる費用助成 開始のお知らせ

不妊症とは・・・妊娠はするけれど、お腹の中で赤ちゃんが育たず、2回以上の流産、死産や新生児死亡などを繰り返してしまう症状のことをいいます。
近年、適切な治療により出産にたどりつくことが分かってきました。

金武町では、不妊治療及び検査を受けている方の経済的負担軽減のために医療費の一部助成を開始します。

一般的には2回連続した流産や死産があれば、専門の医療機関を受診し原因を調べていただくことをお勧めします。

- 【対象者】
- ①戸籍上の夫婦
 - ②申請時点で夫婦の両方どちらかが1年以上前から金武町に住所を有する者。（助成範囲は、居住後1年以上経過後の治療等に限る）
 - ③各種医療保険に加入しており、町に納めるべき税等に滞納がない者。
 - ④不妊治療を行っている者（医師の診断書が必要）

【助成額】 不妊治療及び不妊に関する検査 15万/年度

【申請期間】 令和2年4月以降に受けた治療であり、治療の日から1年以内

【助成期間】 申請・助成開始から通算5年
※金武町不妊治療費助成を利用している場合は、
合算して5年となります

【申請場所】 金武町総合保健福祉センター

【必要書類】 金武町不妊治療費助成事業に準じまず
※不妊検査、治療については追加で医師の診断書が必要

※申請書類の詳細については、金武町総合保健福祉センターにお問合せ下さい。

金武町総合保健福祉センター TEL：098-968-5932

（令和元年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用しています。）